

平成30年5月21日(月)～23日(水)開催

平成30年度支部長研究会 事前配布資料

1 裁判員裁判の現状と課題

(1) 現状認識

平成21年5月に施行された裁判員制度は、これまでのところおおむね順調に運用されてきました。裁判所においても、これまで、裁判員制度導入を機にその在り方を議論し、在るべき裁判員裁判の理念の共有化が図られてきており、主に標準的自白事件について、実践のプラクティスも確立されつつあります。

もっとも、否認事件を中心として、在るべき裁判員裁判の理念の実現にはなお課題も残っており、制度導入の理念や刑事裁判の原理・原則に立ち返りつつ、中長期的な視点から、改善に向けた不断の努力を行うことが求められております。

(2) 実証的検討の必要性

裁判員制度施行前から施行当初の段階においては、刑事裁判の原理・原則や裁判員裁判の趣旨・理念から在るべき裁判員裁判とは何かを議論してきたところですが、現段階においては裁判員裁判の実務運用も相当程度蓄積されており、実際の事件で在るべき裁判を実現できていないとすれば、どのような隘路があり、どのような対策が考えられるかについて、具体的な素材を基に実証的に検討し、その成果を次の実務で実践して更に検討、修正を加えるという取組を行っていくことが必要かつ有益と考えられます。

こうした実証的検討は、具体的事件を担当する裁判官が、庁内や他庁の裁判官との間で議論を重ね、全国的な各種の研究会や協議会とも連携を図りつつ継続的に取り組んでいくことが重要であると考えられます。

このような観点から、平成30年1月及び2月の刑事事件担当裁判官協議

会（ブロック協議会）において、いくつかの具体的な事件類型における共通問題を設定し、実務上生じ得る具体的な問題とその原因や隘路、対応策について議論が行われたところです。

(3) 公判前整理手続期間の長期化

最高裁判所事務総局が平成24年12月に公表した検証報告書において、公判前整理手続期間の長期化が指摘されていたところ、早期の打合せや証拠の任意開示、公判期日の仮予約の活用等の対策により、平成25年、平成26年とやや短縮しましたが、平成27年から、自白事件、否認事件のいずれについても再び長期化に転じています。事件関係者の記憶が鮮明なうちに法廷で直接話を聞くという公判中心主義、直接主義に即した公判審理を実現するとともに、被告人の身柄拘束の長期化を防ぐためには、合理的な期間内に審理を終えるよう努めなければなりません。単に期間を短縮すればよいのではなく、連日的に開廷される公判廷において的確な心証がとれる審理を実現するため、公判前整理手続において必要かつ十分な争点及び証拠の整理を行う必要があります。公判前整理手続の長期化の原因は様々考えられるところではありますが、一つの重要な要因として、争いのある要証事実に関連する種々の事実に関し、公判前整理手続でどこまで詳細に主張整理をすべきかなど、争点整理の在り方につき、法曹三者間で共通認識がないため、徒に手続を重ねているのではないかという点が考えられるところです。

この関係では、平成27年10月に司法研修所において新たに司法研究「裁判員裁判において公判準備に困難を来した事件に関する実証的研究」が立ち上げられ、公判準備に困難を来した具体的素材を取り上げ、争点及び証拠の構造と、公判準備に長期間を要した要因との両面から分析し、理論的研究と実務運用上の工夫等の研究が行われているところです。この司法研究は、各庁や全国的な研究会、協議会で行われる実証的検討の成果も踏まえてなされ

ており、その意味でも、上記の裁判官同士の実証的な議論、検討が重要となるものです。

(4) 裁判員と裁判官との実質的協働の実現

評議は、国民の視点や感覚と、裁判官の専門性とを背景に、裁判員と裁判官の実質的な協働が求められる裁判員制度の核心をなす場面です。したがって、裁判員と裁判官の実質的な協働を実現すべく、在るべき評議の検討とその実践に向けた努力を続けていく必要があります。もともと、評議の内実が外部からは明らかでないことから、必ずしも十分な議論がなされていないようにも思われます。守秘義務に配慮することは当然ですが、評議の在り方について議論を重ねる必要性は否定されません。

この関係では、平成27年10月に司法研修所において新たに司法研究「裁判員裁判と裁判官－裁判員との実質的な協働の実現をめざして－」が立ち上げられ、評議の内実に迫り、評議において実質的協働を阻害する要因や改善策を提唱すべく研究が行われているところです。この司法研究も、各庁や全国的な研究会、協議会で行われる実証的検討の成果も踏まえてなされていることは上記同様です。

(5) 裁判員の精神的負担への対応

裁判員にとっては、刑事裁判への関与は非日常的な経験であり、それ自体が精神的な負担ともなり得るところであり、例えば遺体写真等のせい惨な内容の証拠は、その必要性を慎重に吟味して採否を決するなど、裁判員の精神的負担を最小限にすることの必要性が議論されております。また、裁判員の精神的負担への対応については、担当裁判官やその他の職員が裁判員の体調の変化に気を配り、積極的に声がけをするなどして、その精神的負担の解消・軽減に努めるとともに、裁判官やその他の職員が、これまでに高裁単位で実施した臨床心理学者との座談会の成果を参照するなどして、精神的負担の原

因や対処方法等を把握しておくことが求められています。

なお、裁判員の精神的負担への対応は、事件を担当する裁判体の判断による対応に委ねられている事項（裁判員等選任手続において何をどの程度説明するか、裁判員の不調が窺える場合に休廷等をとるか、裁判員を解任するかなど）と、庁としての組織的対応に委ねられている事項（不調を訴える裁判員の退庁の支援、休憩場所や医療的措置の手配、報道対応など）とが密接に関係してくるものであり、裁判部門と司法行政部門の緊密な連携が求められていることにも留意が必要となります。

(6) これまでの議論の成果の継承

公判前整理手続期間が再度長期化するなど、これまで議論が積み重ねられ一度は改善に向かったかに見えた課題が再び顕在化していることに照らすと、裁判員裁判に関する従前の議論の成果が必ずしも十分に継承されていないように思われます。

そこで、平成29年7月に司法研修所で開催された刑事実務研究会（裁判員1）において、自白事件の公判前整理手続の在り方、刺激の強い証拠の採否の在り方について改めて議論したほか、平成30年1月及び2月の刑事事件担当裁判官協議会（ブロック協議会）においても、これらの点について共通問題を設定して議論が行われたところです。

(7) 裁判員の安全確保

裁判員の安全確保については、これに関して講じることが考えられる方策等を改めて周知し、各地裁においても、安全確保に関する方策を検討して実施しているところですが、今後もこれらの方策を適切に実施し、裁判員が過度の負担を感じることなく、安心して審理に参加していただけるよう、万全を期する必要があります。

(8) 裁判員等選任手続の実情

裁判員法施行以降、裁判員候補者の出席率は年々低下する一方、辞退率は年々上昇しております。そして、平成27年の通常国会において「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」が成立した際にも、附帯決議において、出席率の低下、辞退率の上昇について十分に検討し、必要な措置をとることが求められているところです。

辞退率上昇・出席率低下の原因については、先般、裁判員裁判に関する統計資料と国民一般を対象としたアンケート調査に基づく分析業務を外部業者に委託して実施しました。これによれば、出席率低下等の原因としては、①審理予定日数の増加傾向、②雇用情勢の変化、③高齢化の進展、④裁判員裁判に対する国民の関心の低下、⑤裁判員候補者名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇が考えられるとされています。今のところ裁判員等の選任に支障が生じていないとはいえ、より多くの国民の参加が得られるよう、引き続き検討を進めていく必要があります。平成29年10月に司法研修所で開催された刑事実務研究会（裁判員2）においては、国民が参加するのにふさわしい審理・評議の在り方について、講演と意見交換が行われました。

2 その他の事件をめぐる課題について

(1) 裁判員裁判非対象事件に関する動向

裁判員裁判の議論、実践を通じた刑事裁判の構造変化は、裁判員裁判非対象事件にも影響を及ぼすものと考えられます。このような問題意識の下、平成27年1月に行われた刑事事件担当裁判官協議会（ブロック協議会）では、非対象事件についても議論を行い、問題意識を共有しました。今後も、裁判員裁判の議論と併せて、非対象事件の在り方についても、息の長い議論が必要になるものと思われます。

なお、一部の庁で、裁判員裁判とのいわゆる「ダブルスタンダード」を解消すべきであるとの問題意識の下、非対象事件の審理においても、被告人質

問先行（自白事件でも被告人の調書の採用を留保して被告人質問を先行させる審理方式）を採用する取組もなされておりますが、この取組については、必ずしも当事者の十分な理解が得られていないという面もあります。また、非対象事件といっても様々であり、事案に相応しい審理の在り方について検討を加える必要もあるように思われます。非対象事件の在り方については、平成27年11月に司法研修所で行われた刑事実務研究会（裁判員3）において意見交換がなされたところです。

(2) 犯罪被害者等に関する動向

被害者参加制度等が導入された平成19年改正刑事訴訟法の附則（3年後の検討規定）に基づき、平成25年1月から平成26年7月まで、法務省で意見交換会が行われましたが、特段の法改正はなされず、被害者参加制度等の運用の充実を図ることなどとされました。引き続き適正な運用を積み重ねることが求められているといえます。なお、同意見交換会の結果概要につきましては、法務省のウェブサイトにおいて公開されております。

同意見交換会では、被害者参加人の公判前整理手続に対する参加・傍聴の要望のほか、裁判所の運用に係る意見も出されました。司法研修所では、これらの点を含め、被害者に関する諸制度の運用の在り方、及び、令状や起訴状において被害者を実名以外の方法で特定する、いわゆる被害者匿名事案の運用に関し、平成27年7月の特別研究会4（訴訟運営における犯罪被害者への配慮の在り方等）や平成29年2月の刑事実務研究会（被害者配慮）において議論が行われたところです。

また、秘匿情報に対する配慮を必要とする事件については、庁全体で適切な情報管理を行うことが不可欠であり、そのための事務処理態勢の確立が求められていること、後記5(3)のとおり、刑事訴訟法改正により、証人等特定事項の秘匿の制度等が導入されたことから、これらの制度にも対応した事務

処理態勢を構築する必要があります。このため、平成29年1月及び2月に開催された刑事事件担当裁判官協議会（ブロック協議会）において、秘匿情報の適切な管理をテーマに意見交換がなされたほか、同月に開催された司法研修所の刑事実務研究会（被害者配慮）においても議論が行われました。

(3) 令状関係の動向

勾留却下率や保釈率については、社会的な関心も高いところですが、最近の傾向を見るといずれも上昇傾向にあります。勾留や保釈の判断における罪証隠滅のおそれや勾留の必要性について、近時の最高裁決定の趣旨を踏まえて、各裁判官において慎重な判断を積み重ねた結果ではないかと思われま

す。勾留請求及び保釈請求に関する審査の在り方については、これまでも、各庁において、現場の裁判官同士が令状に関する研究の場を設けて議論を重ねたり、司法研修所において、裁判官を対象とした研究会で令状審査の在り方を取り上げ、裁判官同士が議論する場を設けたりしてきたところですが、令状事件や準抗告事件を担当する民事事件担当裁判官、簡裁の裁判官も含め、今後もこのような議論を行うなどしながら、引き続き適正な事件処理に取り組んでいく必要があります。

(4) 逃走事故等の防止

逃走事故等を防止するためには、裁判部と事務局が緊密に連携して、運用と施設の両面から、問題点の検討と必要な改善を行うことが重要です。また、このような作業は、一度行えば十分というのではなく、これまで見逃されてきた問題点はないか、運用面での緩みはないかなどといった問題意識を常に持ちながら、継続的に行っていく必要があります。

(5) 医療観察処遇事件の動向

入院継続・退院許可処遇事件（医療観察法49条、50条）については事件数が高止まりの傾向にあります。入院継続・退院許可処遇事件については、

これまで、裁判官同士で議論する機会が少なかったと思われていますが、平成28年2月に司法研修所で行われた刑事実務研究会（精神障害）では、医療観察処遇事件のうち、入院継続・退院許可処遇事件に関して、処理上の問題や工夫について意見交換がなされたところです。

3 裁判員制度の運用状況について

(1) 裁判員裁判対象事件の事件動向

平成21年5月21日の裁判員制度施行以降、平成30年2月末日までの全国の裁判員裁判対象事件の新受人員は1万2,761人です（「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成30年2月末・速報）」表1。延べ人員。）。新受人員数の推移は、平成23年に1,624人とピークを迎えて以降、減少する傾向にあり、平成29年は1,077人でした（表2。いずれも実人員。）。

また、罪名別では、強盗致傷、殺人（未遂を含む。）、現住建造物等放火、傷害致死の順に多くなっています（表1）。

同期間に終局した人員は、全国で1万915人であり、うち、死刑が33人、無期懲役が208人、有期懲役が1万347人（うち1,824人が全部執行猶予）、無罪が84人などとなっています（表3）。

(2) 裁判員の選任手続の状況

ア 裁判員候補者名簿記載者数は、事件数の減少に伴い年々減少し、最も多かった平成22年の34万4,900人から、平成30年は23万600人となっており、名簿使用率は平成25年以降、50%台で推移しています（表4「イ」、「ロ」）。

イ 裁判員法施行から平成30年2月末日までに終局した個別事件において選定された裁判員候補者は107万3,883人（同表「ハ」）、辞退が認められた者等を除き、選任手続期日への出席が求められた裁判員候補者数

は42万1,434人(同表「ト」),このうち実際に選任手続期日に出席した裁判員候補者は30万6,149人(同表「チ」)となっており,出席率は72.6%となっています。この出席率の推移は,裁判員制度施行年の平成21年における83.9%から年々低下しており,平成29年は63.9%となっております(同表「リ」中,「チ」/「ト」)。

ウ 一方,選定された裁判員候補者中,辞退が認められた者は66万7,675人であり,辞退率は62.2%となっていますが,その推移は平成22年の53.0%から年々上昇する傾向にあり,平成29年は66.0%となっています(同表「ル」)。

段階別にみると,調査票や質問票の回答により事前に辞退等が認められた裁判員候補者は65万2,449人(同表「ニ」及び「ヘ」)となっており,全体として柔軟かつ前倒しに辞退が認められていると思われます。

エ 平成30年2月末時点までに選任された裁判員は6万1,489人,補充裁判員は2万933人となっています(同表「ワ」及び「カ」)。

(3) 裁判員裁判の審理の状況

ア 公判前整理手続の状況等

(ア) 最高裁判所事務総局が平成24年12月に公表した検証報告書において,公判前整理手続期間の長期化が指摘されていたところ,平成29年までの平均公判前整理手続期間の平均の推移をみると,自白・否認の総数で,平成22年から24年にかけては,5.4月,6.4月,7.0月と長期化した後,平成25年及び平成26年は6.9月,6.8月と短縮する傾向にありましたが,平成28年及び平成29年は8.2月,8.3月と再び長期化しています(表5)。

(イ) 平成29年の自白事件の平均公判前整理手続期間は6.4月,否認事件の同期間は10.0月であり,裁判員制度施行前の平成18年～平成

20年における裁判官裁判の平均公判前整理手続期間（検証報告書・図表18参照）と比較しても、裁判員裁判の方が長期を要する状況にあり、自白事件、否認事件ともに、平均審理期間及び平均公判前整理手続期間のいずれも依然として長いままとなっています（表5）。事件関係者の記憶が鮮明なうちに法廷で直接話を聞くという公判中心主義、直接主義に即した公判審理を実現するとともに、被告人の身柄拘束の長期化を防ぐためには、合理的な期間内に審理を終えるよう努めなければなりません。

イ 公判審理

(ア) 自白事件の平均実審理期間は、平成22年の平均4.0日から、平成29年の7.2日へと年々伸びていますが、平均開廷回数はそれほど大きく変化はしておりません（表7）。他方、自白事件の平均評議時間は年々延びる傾向にあり（表9）、自白事件において平均実審理期間が延びる傾向にあるのは、充実した評議を行うために評議に充てる時間が長くなっていることが影響しているものと思われます。

(イ) 審理内容については、平均取調べ証人数の推移をみると、特に自白事件における検察官請求証人数は、平成29年は0.9人と前年と変化がなかったものの、平成22年において0.4人であったものが年々増加する傾向にあります（表8）。公判中心主義、直接主義に即した公判審理が行われるようになってきていることがうかがわれますが、今後も推移を見守っていく必要があります。

(4) 裁判員裁判の運用状況の検証に関する取組について

裁判員裁判の運用状況の検証に関する取組として、①裁判員等経験者に対するアンケートの実施とその結果の集計・分析、②裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査の実施、③裁判員経験者の意見交換会の実施、④「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」の設置、⑤検証報告書の作成（平

成24年12月公表), ⑥裁判員制度施行後の蓄積を踏まえた, 裁判員裁判の現状等に関する国民への正確な情報発信のための広報活動といった取組が行われています。

4 平成29年の刑事訴訟事件の概況について

(1) 刑事訴訟事件の概況は, 参考統計表の第1表から第3表までのとおりです。

地方裁判所の通常訴訟事件の新受人員は, 平成5年以降増加傾向にあり, 平成16年には, 現行刑事訴訟法が施行された昭和24年以降, 同年を除き, 過去最多となりました。平成17年から減少する傾向にあり, 平成29年は6万8, 830人となりました。

高等裁判所の通常訴訟事件の新受人員は, 平成18年から減少傾向にあり, 平成29年は5, 976人となっています。

簡易裁判所の通常訴訟事件の新受人員もここ10年減少傾向にあり, 平成29年は6, 681人となっています。既済人員及び未済人員の推移も新受人員の推移とほぼ軌を一にしています。略式命令請求事件の新受人員も, ここ10年減少傾向にあり, 平成29年は24万2, 970人となっています(第1表)。

次に, 長期係属事件の状況ですが, 第2表は, 事案複雑等を事由とする係属2年を超える実人員(以下「長期係属実人員」という。)について, 年ごとの推移を見たものです。ここ10年はおおむね減少傾向にありましたが, 平成29年は前年よりも増加しています。第3表は, 平成29年末現在の地裁の長期係属事件について, 合議(法定・裁定), 単独別, 罪名別に審理長期化の事由を見たものです。なお, 簡易裁判所においては, 平成29年末現在, 長期係属実人員はありません。

(2) 第4表は被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況です。制度改正により被疑者国選弁護対象事件が拡大され, 平成21年には大幅に増加しています。

(3) 第6表は、通常第一審における終局事件の平均審理期間等についてまとめたものです。平成29年の自白事件の平均審理期間は前年と変化なく、否認事件のそれは0.2月増加し、全事件の平均審理期間は変化ありませんでした。否認事件の割合は、平成22年から増加した後、平成26年及び平成27年は連続して減少しましたが、平成28年以降は再び増加し、平成29年は9.9%となりました。

(4) 第8表及び第9表は、法廷通訳事件の処理状況です。通訳翻訳人の付いた外国人事件は年々減少傾向にあった後、平成26年からは増加傾向にあり、平成28年は減少しましたが、平成29年は再び増加しています。言語別に見ると北京語が最多言語であることが分かります。

(5) 第14表から第17表は、いずれも犯罪被害者等に関連する諸制度の利用状況をまとめたものです。これらの諸制度は平成12年以降徐々に法改正によって拡充が図られてきましたが、これらの諸制度の利用者も、多少の増減はありますがおおむね漸増傾向にあると言えます。

(6) 第18表から第22表は、令状関係の処理状況をまとめたものです。最近5年程度の傾向を見ると、勾留却下率（第20表）と保釈率（第21表）はいずれも上昇傾向にあります。裁判員裁判の導入を契機に、勾留や保釈の判断における罪証隠滅のおそれを実質的に判断するようになった結果ではないかと思われます。

(7) 第23表は医療観察処遇事件の処理状況をまとめたものです。入院継続・退院許可処遇事件（法49、50条）については終局人員が増加していますが、他の事件類型にあまり大きな変動はありません。毎年の入院者が退院者の数を上回っていることから、6か月ごとに係属することとなる入院継続処遇事件が年々増え続けていることがその背景にあるものと思われます。

5 法律の改正等で裁判所に関係のある主要なものについて

(1) 刑の一部の執行猶予制度

「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が平成28年6月1日から施行されています。刑の一部執行猶予制度の運用については、これまで、平成27年5月に司法研修所で開催された特別研究会1（刑の一部執行猶予）、同年10月に最高裁判所で開催された中央協議会、同年11月に司法研修所で開催された刑事実務研究会（裁判員3）、平成28年1月に開催された刑事事件担当裁判官協議会（ブロック協議会）及び同年2月に開催された簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会（簡裁ブロック協議会）において意見交換がされております。

(2) 裁判員法改正

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年6月12日に公布され、平成27年12月12日に施行されました。

改正法の内容は、①長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外、②重大な災害に関する辞退事由の追加、③非常災害時における裁判員候補者等の呼出しをしない措置の規定の創設、④裁判員等選任手続における被害者特定事項の取扱いに関する規定の整備の4点です。

これらの規定の運用については、平成27年11月に司法研修所で行われた刑事実務研究会（裁判員3）において意見交換がされております。

なお、改正法の附則には、あらためて、いわゆる3年後の見直し規定が設けられました。裁判所としては、引き続き、裁判員裁判の適切な運用に努めることが重要となります。

(3) 刑事訴訟法等の改正

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が平成28年6月3日に公布され、順次施行されています。改正法の内容は多岐にわたりますが、主なものは次

のとおりです。

ア 平成28年6月23日に施行されたもの

- ・裁量保釈の判断に当たっての考慮事項の明確化
- ・証人不出頭等の罪，犯人蔵匿等・証拠隠滅の罪などの法定刑引き上げ

イ 平成28年12月1日に施行されたもの

- ・通信傍受の対象犯罪の拡大
- ・弁護人選任に係る教示事項の拡充
- ・証拠の一覧表の交付制度の導入
- ・公判前整理手続の請求権を当事者に付与
- ・類型証拠開示の対象の拡大
- ・証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入
- ・公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入
- ・勾引要件の緩和等
- ・即決裁判手続の申立てが却下された場合の再起訴制限の緩和

ウ 平成30年6月1日から施行されるもの

- ・捜査・公判協力型協議・合意制度の導入
- ・刑事免責制度の導入
- ・被疑者国選弁護制度の対象事件の拡充
- ・ビデオリンク方式による証人尋問を同一構内以外の場所に拡充

エ 公布の日から3年以内に施行されるもの

- ・取調べの録音・録画制度
- ・通信傍受手続の合理化・効率化

改正項目の一つである捜査・公判協力型協議・合意制度及び刑事免責の導入に関しては、平成29年6月に司法研修所で開催された刑事専門研究会（新時代の刑訴法）で議論されたほか、平成30年1月及び2月の刑事事件担当

裁判官協議会（ブロック協議会）においても共通問題を設定し、議論されました。さらに、同年5月に司法研修所で開催される刑事専門研究会2（新時代の刑訴法）でも議論される予定です。

また、取調べの録音・録画制度については、改正前から検察官が被疑者の取調べを録音録画する運用が拡大しており、近時は、検察官又は弁護士から、取調べの録音録画状況を記録した記録媒体（取調状況DVD）が証拠として請求される例も増加傾向にあるようです。この点に関しては、平成28年1月に司法研修所で開催された刑事実務研究会3（裁判員3）、平成29年1月及び2月の刑事事件担当裁判官協議会（ブロック協議会）及び平成29年7月に司法研修所で開催された刑事実務研究会1（裁判員1）において議論されました。

(4) 性犯罪に関する刑法の一部改正

平成29年7月13日から、「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号）が施行されています。同法は、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者性交等罪を新設するなどの罰則整備を行い、さらに、強姦罪等を非親告罪とすることなどを内容とするものです。また、衆議院及び参議院の各法務委員会においては、①裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等について心理学的・精神医学的知見等を踏まえた研修を行うこと、②性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において二次被害の防止に努めること等を内容とした附帯決議がなされています。

今回の改正は、内容が多岐に渡るほか、社会の関心も高いところであり、裁判所としても適切な運用が求められているといえます。そこで、本改正については、平成29年10月に司法研修所で開催された刑事実務研究会2（裁判員2）で議論がなされたほか、平成30年1月及び2月の刑事事件担当裁

判官協議会（ブロック協議会）においても議論されました。

(5) 成年年齢の引下げに関する議論状況

公職選挙法改正により選挙権を有する年齢が引き下げられたことなどを踏まえ、平成27年11月から平成28年7月にかけて、法務省において、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」が行われ、同年12月にその取りまとめ報告書が公表され、平成29年3月からは、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において審議が行われています。上記とりまとめ報告書においては、単に少年法の適用年齢を18歳に引き下げるだけではなく、刑事司法全般において、若年者をいかに取り扱うべきかという観点から、一定の若年者に対し、刑事処分と保護的な措置の両方を取り得るような制度の在り方等に関する言及もなされているところであり、今後の制度設計によっては、刑事裁判実務にも大きく影響し得るところです。

なお、上記取りまとめ報告書及び法制審議会における議論の状況につきましては、法務省のウェブサイトにおいて公開されております。

以上